

令和 7 年度
「憲民行」実力測定模試
問題用紙

法令等 [問題 1～問題 33 は択一式(5 肢択一式)]

問題 1 憲法の私人間効力に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なのはどれか。

- 1 学生運動歴等を理由とする私企業による本採用拒否の効力は、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害の態様、程度が社会的に許容し得る範囲にとどまる場合、憲法を適用ないし類推適用せず、私的自治に対する一般的制限規定である民法の諸規定の適切な運用によって調整を図るべきである。
- 2 株式会社による政党への政治資金の寄附は、国民の選挙権の自由な行使を直接に侵害するものであるが、会社にも政治活動の自由が保障されるため、当該侵害は社会的許容性の限度を超えるものではなく、当該寄附は公序良俗に違反しない。
- 3 憲法 9 条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範については、憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たって、その指導原理となりうるものであることから、私法的な価値秩序のもとにおいても、私法上の行為の効力の有無を判断する基準になるものというべきである。
- 4 私立大学学生が大学当局の許可なく学外団体に加入したことに起因する退学処分について、大学が学内外を問わず学生の政治的活動につき広範な規律を及ぼすとしても不合理とはいえないが、退学処分に際しては、教育機関にふさわしい適切な手続と方法により反省を促す過程を経る法的義務がある。
- 5 株式会社の就業規則において女子の定年年齢を男子より低く定める部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものとして、公序良俗に違反し無効である。

問題2 経済的自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的発展を図る目的で、個人の経済活動に対し一定の法的規制措置を講ずる場合には、裁判所は、立法府がその裁量権を逸脱し、当該措置が著しく不合理であることが明白である場合に限って、これを違憲とすることができる。
- イ 憲法第29条第3項の「公共のために用ひる」には、道路、ダム等の公共事業のために財産を収用する場合などが挙げられるが、特定の個人が受益者となる場合は含まれない。
- ウ 憲法第22条第2項の外国に移住する自由は、移住を目的として生活の本拠を恒久的に外国へ移転する自由とともに、外国へ一時旅行する自由も含む。
- エ 法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更した場合、それが公共の福祉に適合するようにされたものであっても、当該法律は憲法に違反する。
- オ 職業の許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、職業の選択の自由そのものに対する強力な制限であるから、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合に限り、憲法に違反しない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題3 刑事手続における諸権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、裁判の遅延から被告人を救済する方法を具体的に定める法律が存在しなくても、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利に基づいて、その審理を打ち切ることが認められる。
- 2 交通事故を起こした運転者は、警察官に対し、交通事故発生の日時、場所、死傷者の数などを報告する義務を負うが、道路における危険とこれによる被害の増大を防止し、交通の安全を図るという目的を鑑みると、刑事責任を負うことにつながるような自己に不利益な内容まで報告を求められるものではない。
- 3 被告人以外の第三者の所有物の没収は、その刑事処分効果が第三者に及ぶものであるから、当該第三者についても告知、弁解、防御の機会を与えることが必要であり、その機会なくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科することにほかならない。
- 4 住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利には、住居、書類及び所持品に準ずる私的領域に侵入されることのない権利が含まれる。
- 5 刑事事件における法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、その趣旨は行政手続にも及ぶと解するのが相当であり、行政処分の相手方に常に事前の告知、弁解、防御の機会を与える必要がある。

問題4 国会に関する次の記述のうち、憲法の規定及び最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、参議院は当該予算案を否決したものとみなされ、両議院の協議会を開かなければならない。
- 2 条約の締結に必要な国会の承認については、条約が外国との間における国際法上の権利・義務関係の創設・変更に関わる重要なものであることから、予算の議決の場合と同様に、衆議院に先議権が認められている。
- 3 国会における会議は、委員会も含めて公開が原則とされているが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができ、その記録を公表する義務もない。
- 4 国会議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された国会議員は、当該国会議員の属する議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。
- 5 国会議員が国会での質疑において、職務とはかかわりなく不当な目的をもって虚偽の事実を摘示し、特定の国民の名誉または信用を低下させたとしても、当該国会議員自身が損害賠償責任を問われることはなく、国が損害賠償責任を負うこともない。

問題5 違憲審査権に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 表現の自由を規制する法律の規定は、一般の国民が当該規定から具体的場合に当該表現が規制の対象となるかどうかの判断が可能となるような基準を読みとることができない場合であっても、当該規定を限定して解釈することによって規制の対象となるものとそうでないものとを区別することができるときには、違憲とはならない。
- 2 最高裁判所によりある法律の規定が違憲無効であると判断された場合には、その判断を示した判決等に基づき、当該規定の効力が失われる。
- 3 条約は、高度な政治的判断に基づく国家間の合意であるという性質に鑑みて、裁判所による違憲審査権の対象とはなり得ない。
- 4 被告人に対する所有物没収に関する裁判が、第三者の所有物を対象とするものであった場合、当該被告人は、当該第三者に対して何ら告知、弁解、防御の機会が与えられなかったことを理由に当該没収の裁判が違憲であることを主張することはできない。
- 5 憲法は、最高裁判所が違憲審査権を有する終審裁判所であることを規定しているが、最高裁判所のみならず下級裁判所も違憲審査権を有することを否定するものではない。

問題6 行政立法に関する次のア～オの記述のうち、法令の定めまたは最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 各省大臣は、主任の行政事務について、法律または政令の特別の委任に基づく省令のほか、法律または政令の特別の委任に基づくことなく、法律または政令を施行するための省令も発することができる。
- イ 各省大臣の発する告示は、法令の内容を具体的に知らせるために必要な事項を国民に公示するものにすぎず、文部科学大臣の発する告示である学習指導要領は、法規としての性質を有しない。
- ウ 各省大臣の発する通達は、その機関の所掌事務についての所管の諸機関及び職員に対する拘束力を有する命令であるものの、一般国民を拘束するものではなく、法規としての性質は有しない。
- エ 国家公務員法が、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為の行為類型を人事院規則に委任しているのは、憲法上禁止される白紙委任に当たる。
- オ 父から認知された婚姻外懐胎児童を児童扶養手当の支給対象となる児童の範囲から除外する児童扶養手当法施行令の規定は、社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したものとは認められないので、児童扶養手当法の委任の範囲を逸脱しているとは言えない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題7 行政行為（処分）の取消しに関する次の記述のうち、法令の定めまたは最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 複数の行政行為が段階的な決定として行われる場合、先行行為が違法であるとして、後行行為の取消訴訟において先行行為の当該違法を理由に取消しの請求を認めることは、先行行為に対する取消訴訟の出訴期間の趣旨を没却することになるので許されることはない。
- 2 処分庁が授益的処分の処分成立時からの瑕疵を理由に当該処分を取り消すためには、当該処分の名宛人に対する利益保護の観点から、その取消しを認める旨の法律上の明文の規定がない限り、これを行うことは許されない。
- 3 人工妊娠中絶手術を行うことができる医師に指定されている開業医が、違法行為により罰金刑を受けたときは、指定処分を行った医師会は、処分の撤回について法令に直接明文の規定がなくても、当該処分を撤回することができる。
- 4 処分庁は、自らした行政処分に当該処分成立時から取り消しうべき瑕疵があったことが取消訴訟の出訴期間経過後に判明し、当該処分が訴訟手続によって取り消される余地がなくなった場合は、当該処分を自ら取り消すことができない。
- 5 処分庁が行った行政行為をその後の事情の変化に伴って将来に向かって撤回する場合、それによって不利益を被る者に生じる損失を補償しなければ当該撤回の効力は生じない。

問題8 行政上の即時強制に関する教員と学生による以下の対話中の「ア」から「ウ」までの空欄に当てはまる語句の組合せについて、妥当なものはどれか。

教員：即時強制は、行政上の目的を達成するために国民の身体または財産に対して加えられる行政主体による実力行使であるといわれることがありますが、このような即時強制としての実力行使の例としてはどのようなものがありますか。

学生：例えば、消火活動のための土地の使用、感染症の病原体に汚染された場所の交通制限・遮断、警察官が現行犯逮捕をする際の武器の使用等が挙げられます。

教員：即時強制については、相手方の身体への実力行使を伴う強制執行の一手段である「ア」との類似性が指摘されていますが、両者はどのような点が異なるのでしょうか。

学生：「ア」では、相手方の義務の履行のために実力行使されますが、即時強制では、相手方の義務の有無に関係なく、行政上の必要性により、実力行使がされる点異なります。

教員：公務員である鉄道公安職員が、鉄道施設に立ち入り、座り込むなどした労働組合員を実力で退去させた事案に関する最高裁判所大法廷判決の多数意見は、当該退去に係る即時強制の適法性を肯定したものと理解されています。多数意見は即時強制の適法性をどのような理由で肯定したのでしょうか。

学生：多数意見は、法令の権限に基づく鉄道公安職員による強制的な退去行為について、「イ」等やむを得ない事情が認められる場合には、警察官の出動を要請するまでもなく、具体的事情に応じて必要最小限度の強制力を用いることができるとして適法性を肯定しました。

教員：即時強制の実力行使により国民の身体や財産は大きな影響を受けることがありますが、違法な即時強制がなされるおそれがある場合の事前の救済手段としては、どのようなものがありますか。

学生：抗告訴訟による事前の救済手段としては、即時強制が行われる前に「ウ」を提起することができます。

	ア	イ	ウ
1	直接強制	危険が切迫する	執行停止の申立て
2	強制徴収	円滑な運行を妨げる	差止めの訴え
3	代執行	円滑な運行を妨げる	執行停止の申立て
4	直接強制	危険が切迫する	差止めの訴え
5	代執行	構内の秩序を乱す	無効等確認の訴え

問題9 申請に対する処分に関する次の記述のうち、行政手続法の規定または最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 申請拒否処分における理由の提示は、行政庁の判断の恣意を抑制するとともに不服申立てに便宜を与えることを目的としているが、行政文書を開示しない決定の取消訴訟において、当初の処分理由とは異なる処分理由を追加して主張することも許される。
- 2 行政庁は、不利益処分をする場合にはその名宛人に対し同時に当該不利益処分の理由を示さなければならないが、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合はこの限りでない。
- 3 旅券法に基づく一般旅券の発給拒否通知書の理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して拒否されたかに関し、その申請者が事前に了知しうる事情が認められるとしても、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、理由付記として十分とはいえない。
- 4 行政庁は、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
- 5 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を行おうとするときは、あらかじめその旨を申請者に対し通知し、必要に応じ、当該申請者に弁明書の提出による意見陳述の機会を与えるよう努めなければならない。

問題 10 行政手続法が定める不利益処分の手続きに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
- 2 聴聞の通知を受けた当事者及び参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 不利益処分をしようとする場合の当該不利益処分の名宛人となるべき者についての弁明の機会の付与における弁明は、原則として弁明書及び証拠書類等の提出により行われるが、行政庁が認めた場合は、口頭で行うこともできる。
- 4 行政庁は、金銭の給付決定を取り消す不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執る必要はない。
- 5 法令上必要とされる資格がなかったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分をする行政庁は、その処分理由が明白であるため、当該処分の名あて人に対して、当該処分と同時に理由を示す必要はない。

問題 11 地方公共団体における行政手続法第 2 章から第 6 章の規定（以下、「関係規定」という。）の適用除外に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 地方公共団体の機関がする処分は、その根拠となる規定が法律に定められている場合には、関係規定が適用されない。
- 2 地方公共団体の機関がする行政指導は、その根拠となる規定が法律または政令にない限り、関係規定が適用されない。
- 3 地方公共団体の機関に対する届出は、その根拠となる規定が条例または規則に置かれているものに限り、関係規定が適用されない。
- 4 地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、法律または政令による委任に基づき定めるものでない限り、関係規定が適用されない。
- 5 地方公共団体は、関係規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

問題 12 行政不服審査法（以下、「法」という。）の規定に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 個別の法律により再調査の請求の対象とされている処分であっても、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となるため、先に審査請求をした場合、その後に再調査の請求をすることも妨げられない。
- イ 行政庁の処分に不服がある者は、当該処分が法律上適用除外とされていない限り、当該処分の根拠となる法律に審査請求をすることができる旨の定めがないものについても、審査請求をすることができる。
- ウ 法は、処分に関する不服申立てについて、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法の定めるところによると規定しているから、条例に基づく処分に対する不服申立てに関し、条例による特別の定めを設けることを認めていない。
- エ 法は、処分に対する審査請求をすべき行政庁について、法律に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁に上級行政庁がない場合には当該処分庁とし、上級行政庁がある場合には、原則として当該処分庁の最上級行政庁としている。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題 13 行政不服審査法が定める審査請求の審理手続に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 審査請求人は、審理手続が終了するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧またはその写しの交付を求めることができる。
- 2 審査請求人の代理人は、特別の委任がない限り、審査請求人に代わって審査請求の取下げをすることができない。
- 3 審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分または不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる利害関係人は、審理員の許可または審理員からの求めにより、当該審査請求に参加することができる。
- 4 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがあった場合において、審理の進行のため必要と認めるときに限り、当該申立てをした者に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。
- 5 審理員は、審査請求人もしくは参加人の申立てによりまたは職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

問題 14 行政不服審査法が定める教示に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合においては、処分の相手方に対し、当該処分の執行停止の申立てをすることができる旨を教示する義務はない。
- 2 処分庁が誤って審査請求すべき行政庁でない行政庁を教示し、当該行政庁に審査請求書が提出された場合、当該行政庁は処分庁または本来の審査請求すべき行政庁に審査請求書を送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 処分庁は、利害関係人から当該処分が審査請求のできる処分であるか否かについて教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
- 4 処分庁が処分時に必要とされる教示をしなかった場合、当該処分に不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。
- 5 処分庁が不服申立てをすることができる処分をなす場合においては、当該処分を口頭でするときであっても、当該処分につき不服申立てをすることができる旨その他所定の事項を書面で教示しなければならない。

問題 15 行政不服審査法が定める審査請求の裁決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 不作為についての審査請求に理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに一定の処分をすべき旨を命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言するとされている。
- 2 事実上の行為が違法または不当であり、事実上の行為に対する審査請求に理由がある場合には、処分庁の上級行政庁である審査庁は、裁決で、事実上の行為の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更するとされている。
- 3 処分庁の上級行政庁は、審査請求に対する認容裁決によって処分を変更することができるが、審査請求人の不利益に処分を変更することは許されない。
- 4 処分についての審査請求が不適法である場合、審査庁は、裁決で当該審査請求を却下するが、このような裁決には理由を記載する必要はない。
- 5 処分についての審査請求の事情裁決は、処分が違法である場合に限られ、処分が不当である場合には行うことができない。

問題 16 抗告訴訟における処分性に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 公立学校の校長がその教職員に対して発した式典での国歌斉唱の際に国旗に向かって起立して斉唱することを命ずる旨の職務命令は、教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼすものであり、処分性が認められる。
- 2 労働者災害補償保険法等に基づき労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給または不支給の決定について、同法の委任を受けた施行規則においては、労災就学援護費の支給の実体上の要件等は規定されておらず、行政庁による公権力の行使としての効力が法律上与えられているということとはできないことから、当該決定は抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらない。
- 3 知事による建築許可に際し、消防法の規定に基づき消防長によりなされた当該建築許可の同意は、形式面では知事に対する行政機関相互間の行為であるものの、実質的には国民との直接の関係においてその権利義務を形成しまたはその範囲を確定する行為と認められることから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。
- 4 市の設置する特定の保育所の廃止のみを内容とする改正条例の制定行為については、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育の実施期間が満了するまでの間保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるため、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる。
- 5 国税通則法に基づき還付金等を同一納税者の納付すべき国税に充当する行為については、国税局長等のみに充当をするのに適する状態の有無、充当の順序等を判断して一方的に充当をすることを義務付けているが、その機能の面では民法に規定される相殺と異なるところはなく、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらない。

問題 17 行政事件訴訟法が定める仮の救済に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 仮の差止めの申立てがあった場合には、内閣総理大臣は、これを認める決定がなされる前だけでなく、決定がなされた後であっても裁判所に対し異議を述べることができる。
- 2 裁判所は、義務付けの訴えの提起について、その義務付けの訴えに係る処分または裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるときは、本案に理由があるとみえる場合に限り、申立てにより仮の義務付けの決定をすることができる。
- 3 仮の差止め及び仮の義務付けに関する決定は、いずれも疎明に基づいて行われ、口頭弁論を経ずに出すことができるが、決定の前にあらかじめ当事者の意見を聴かなければならない。
- 4 執行停止の決定には、第三者への効力が認められるのに対し、仮の差止めや仮の義務付けの決定については、いずれも第三者にその効力は及ばない。
- 5 処分または裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある場合には、仮の差止めの申立てをすることができるが、この場合、必ずしも本案訴訟を提起しておく必要はない。

問題 18 係属中の取消訴訟の終了事由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 生活保護法が、被保護者は保護を受ける権利を譲り渡すことができないと規定するのは、被保護者の生存中についての定めであるから、原告の保護請求権は相続の対象となりうると解するべきであり、本件訴訟は、原告の死亡と同時にその相続人に承継される。
- 2 土地改良事業施行認可処分の取消訴訟の係属中にその事業計画に係る工事及び換地処分が完了したときは、事業施行地域を原状に回復することは社会通念上不可能であり、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。
- 3 地方公共団体の条例に基づく公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書が書証として提出された場合は、当該決定の取消しを求める訴えの利益は消滅する。
- 4 運転免許が取り消されてその適否が争われている場合には、訴訟係属中に運転免許の更新を行わずその有効期間が経過したとしても、その取消処分の取消しが確定して免許証を行使しうる状態に復帰した際に更新手続きを行えばよいから、当該処分の取消しを求める法律上の利益は失われない。
- 5 公務員免職処分の取消訴訟の係属中に原告が死亡した場合は、もはや将来にわたって公務員としての地位を回復する方法がないことは明らかであり、免職処分により失われた給料請求権その他の権利は免職処分取消しの反射的效果にすぎず、当該処分の取消しを求める法律上の利益は失われる。

問題 19 無効等の確認の訴えに関する次の記述のうち、行政事件訴訟法の規定または最高裁判所の判例に照らして、妥当なものはどれか。

- 1 処分の無効確認を求める訴訟を提起するためには、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないことが要件となることから、原子炉の周辺に居住する住民が、同原子炉の設置者に対しその建設または運転の差止めを求める民事訴訟を提起していた場合、同原子炉の設置許可処分の無効確認を求める訴えを提起することはできない。
- 2 無効確認を求める訴訟においては、原告は抽象的に処分に重大明白な瑕疵があると主張し、または処分の取消原因が当然に無効原因を構成すると主張することで足り、処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大明白な誤認があることを具体的事実に基づいて主張しなければならないものではない。
- 3 裁判所は、処分の無効確認を求める訴えにおいて、当該処分が違法かつ無効なものであるものの、これを無効とすることにより公の利益に著しい障害を生ずる場合であって、処分を無効とすることが公共の福祉に適合しないと認めるときは、請求を棄却することができる。
- 4 行政庁の裁量に任された行政処分の無効確認を求める訴訟においては、その無効確認を求める者において、行政庁が当該処分をするに当たってした裁量権の行使がその範囲を超えまたは濫用にわたり、当該処分が違法であり、かつ、その違法が重大かつ明白であることを主張及び立証することを要する。
- 5 無効の行政行為については公定力がなく、当然にその執行も認められないため、無効確認訴訟には、仮の救済のための執行停止制度の準用はなされていない。

問題 20 国家賠償法 1 条に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 警察官が専ら自己の利を図る目的で職務執行を装って職務質問をし、犯罪の証拠物名義で預かった所持品を不法に領得するため拳銃で私人を射殺した場合、警察官の上記行為は客観的に職務執行の外形を備えていると言えることから、公務員が「その職務を行うについて」違法に他人に損害を加えたときに該当する。
- 2 国の公権力の行使に当たる複数の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生じさせた場合、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができないことをもって、国が損害賠償責任を免れることはできない。
- 3 国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて他人に損害を与えた場合、国は被害者に対し賠償責任を負うが、当該公務員個人は被害者に対し直接に賠償責任を負わない。
- 4 国会議員の立法不作为は、その立法不作为が、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合等には、例外的に国家賠償法の適用上、違法の評価を受ける。
- 5 裁判官がした争訟の裁判に事実認定や法律解釈の誤りがあった場合には、上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正することが予定されているから、当該裁判官が違法または不当な目的をもって誤った裁判をした場合であっても、国が賠償責任を負うことはない。

問題 21 国家賠償法 2 条に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なのはどれか。

- 1 道路の防護柵からの転落による負傷事故は、危険性の判断能力に乏しい幼児による、道路及び防護柵の設置管理者が通常予測することのできない行動に起因するものであったとしても、営造物の設置または管理に瑕疵があったと認められ、当該設置管理者は損害賠償責任を負う。
- 2 道路の供用によって騒音や排気ガス等が生じ、当該道路の周辺住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じていたとしても、道路通行者以外の第三者に対する危害は、国家賠償法に定める「公の営造物の設置又は管理」上の瑕疵とはいえないから、道路管理者には国家賠償法上の責任は生じない。
- 3 走行中の自動車キツネ等の小動物と接触すること自体により自動車の運転者等が死傷するような事故が発生する危険性は高いものではなく、通常は、自動車の運転者が適切な運転操作を行うことにより死傷事故を回避することを期待できることから、標準的な対策の水準や費用面を考慮し、さらに適切な注意喚起が行われていたこともふまえると、高速道路で自動車の運転者がキツネとの衝突を避けようとして起こした自損事故において、当該道路に設置または管理の瑕疵があったとはいえない。
- 4 国道に面する山地から落石や崩土が起こり得る状況であったにもかかわらず、防護柵または防護覆を設置したり、事前に通行止めをする等の措置を取っていなかったことにより発生した自動車死亡事故について、当該国道の管理費用を負担する県は防護柵を設置するための費用が相当の多額に上り、予算措置に困却していたことを立証すれば、損害賠償責任を負わない。
- 5 事故発生当時、道路管理者が設置した工事標識板、バリケードおよび赤色灯標柱が道路上に倒れたまま放置されていたことは、道路の安全性に欠如があったといわざるをえず、それが夜間の事故発生直前に生じたものであり、道路管理者において時間的に遅滞なくこれを原状に復し道路を安全良好な状態に保つことが困難であったとしても、道路管理には瑕疵があったと認められる。

問題 22 普通地方公共団体の議会に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 議員は、予算を除く議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができるが、提出に当たり賛成が必要な議員数は条例で定めることとされ、条例の定めがあれば1人の議員によってもこれを提出することができる。
- 2 議会は、定例会および臨時会からなり、臨時会は、原則として付議すべき事件を長があらかじめ告示し、その事件に限り招集されるが、臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、直ちにこれを会議に付議することができる。
- 3 議会の運営に関する事項のうち、議員の請求による会議の開催、会議の公開については、地方自治法は具体的な定めを置いておらず、議会の定める会議規則に委ねられている。
- 4 議会は、長が招集するほか、議長も、付議すべき事件を示して議会運営委員会の議決を経たうえで、自ら臨時会を招集することができる。
- 5 議会は、除名された議員が再び当選した場合、正当な理由を示して、その者が議員となることを拒むことができる。

問題 23 普通地方公共団体の執行機関に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 普通地方公共団体における会計管理者は、当該普通地方公共団体の長が指名する職員から選ばれるが、長と一定の親族関係を有する者は、その職に就くことが認められず、就任後に長との間にこれらの親族関係が発生した場合には、当該会計管理者はその職を失う。
- 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができるが、条例による委任のある場合には、規則で刑罰または過料を規定することもできる。
- 3 長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例または規則に違反すると認めるときであっても、訴訟手続きによらず、直接その処分を取り消す権限は有さない。
- 4 長は、地方自治法の定める要件を満たし、かつ議会の同意を得た場合を除き、当該普通地方公共団体に対し請負をする者およびその支配人になることができない。
- 5 監査委員は、当該普通地方公共団体の長によって選任されるが、その際に議会の同意を得る手続きは求められていない。

問題 24 普通地方公共団体の公の施設に関する次の記述のうち、地方自治法または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項を、当該普通地方公共団体の規則で定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、その区域外において、公の施設を設けることはできないが、他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることはできる。
- 3 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の議会の議決を経て、公の施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定し、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないが、この原則は、住民に準ずる地位にある者には適用されない。
- 5 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の議会の議決を経て、当該普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に、その管理する公の施設の利用に係る料金をその者の収入として収受させることができる。

問題 25 AのBに対する意思表示における錯誤について述べた次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 AのBに対する意思表示を錯誤により取り消すことができる場合、その意思表示によって生じた契約上の地位をAから承継したCは、Aの錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができる。
- 2 AがBに対して行った意思表示が錯誤に基づいており、その意思表示が取り消された場合であっても、その取消し前に利害関係を有するに至ったCが善意かつ無過失であれば、AはCに対して当該取消しの効果を主張することはできない。
- 3 AのBに対する意思表示が、法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤によるものである場合は、Aは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときでなければ、錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない。
- 4 AのBに対する意思表示が、Aの重大な過失による錯誤に基づくものであった場合、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、BがAに錯誤があることを知っていたときであっても、Aは錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない。
- 5 AのBに対する意思表示がAの錯誤を理由として取り消すことができるものである場合であっても、Bは、Aの錯誤を理由としてAの意思表示を取り消すことができない。

問題 26 代理に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 代理人が代理権の範囲内の行為をした場合でも、その行為が第三者の利益を図る目的をもって行われ、相手方もその目的を知っていたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなされる。
- イ 代理人がその権限内において本人のためにした意思表示は、本人のためにすることを示さずにした場合であっても、本人に対して直接にその効力を生ずる。
- ウ 権限に定めのない代理人は、保存行為を行うことは認められているが、代理の目的となっている物や権利の性質を変えない範囲内であっても、その利用行為や改良行為を行うことは認められない。
- エ 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をした場合において、本人が自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することはできない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題 27 動産の引渡しと物権変動に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 動産の譲渡担保権を第三者に対抗するためには目的物の引渡しが必要であるが、この引渡しには、占有改定による引渡しは含まれない。
- 2 動産の保管を寄託し、これを引き渡した後、当該動産を第三者に譲渡した場合、寄託者が、受託者に対して以後、当該第三者が当該動産の所有者として占有するよう指示したときは、受託者がこれを承諾した場合に限り、当該動産の引渡しが認められる。
- 3 Aは自己所有の甲機械をBに賃貸し、Bはその引渡しを受けて使用収益を開始したが、Aは賃貸借期間の途中でCに対して当該機械を譲渡した。CがBに対して所有権に基づいて甲機械の引渡しを求めた場合には、Bは甲機械の動産賃借権をもってCに対抗することができないため、A・C間において甲機械に関する指図による占有移転が行われていなかったとしても、BはCの請求に応じなければならない。
- 4 外観上従来の占有事実の状態に変更を来たさない、占有改定による占有の取得であっても、即時取得は成立する。
- 5 先取特権の目的動産が売買契約に基づいて第三取得者に引き渡されると、その後は先取特権を当該動産に対して行使できないこととなるが、この引渡しには、現実の移転を伴わない占有改定による引渡しも含まれる。

問題 28 動産質に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 動産質権の設定は、その目的物を質権設定者が占有している場合においては、質権者にその目的物を現実に取り渡さなければ、その効力を生じない。
- 2 動産質権者は、質権設定者の承諾を得なければ、質物を使用し、賃貸し、または担保に供することができないが、質物の保存に必要な使用をすることはできる。
- 3 動産質権者は、質物から生ずる果実を収取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。
- 4 動産質権は、設定行為に別段の定めがないときであっても、質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。
- 5 動産質権において、質権者が利息を請求する権利を有している場合でも、質権を行使できるのは、満期となった最後の2年分の利息に限られる。

問題 29 債務不履行による損害賠償について述べた次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 不動産の売買契約において、売主の所有権移転債務が履行不能となり買主から債務不履行に基づく損害賠償請求がなされた場合、履行不能時に目的物の価格が騰貴しつつあるという特別事情があったとしても、損害賠償額が現在の時価を基準に算定されることはない。
- 2 契約締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を契約の相手方に提供しなかったときは、その契約の相手方が当該契約を締結したことにより受けた損害につき当該契約上の債務不履行による賠償責任を負う。
- 3 金銭消費貸借契約による借入金返済債務の不履行が、災害による不可抗力によるものと認められる場合は、債務者は損害賠償責任を負うことはない。
- 4 債務不履行による損害賠償は、金銭の支払以外の方法によることは認められていない。
- 5 特定物の売主がその債務について遅滞の責任を負っている間に、売主及び買主の責めに帰することができない事由により当該特定物が滅失したときは、買主は、売主に対し、その債務の履行に代わる損害賠償を請求することができる。

問題 30 債権者代位権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

- ア 債権者は、債務者に属する権利のうち、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利については、これを行使することができない。
- イ 賃貸借契約の目的となっている不動産を第三者が不法に占拠した場合において、賃借人は賃貸人の有する物権的請求権を代位行使して、当該不法占拠者に対して立ち退きを求めることはできない。
- ウ 債権者は自己の債権の額を超えて、債務者が第三債務者に対して有する金銭債権を代位行使することができない。
- エ 債権者が、債権者代位権に基づいて債務者の被代位権利を行使する場合において、その権利が動産の引渡しを目的とするものであるときは、債権者は相手方に対しその動産の引渡しを自己に対してするよう求めることはできない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 ア・エ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題 31 委任に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 委任を解除した者は、その解除の時期にかかわらず、相手方に対する損害賠償責任を負うことはない。
- 2 無償の委任契約の場合、受任者は、委任の本旨に従い、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、委任事務を処理しなければならない。
- 3 受任者は、委任事務を処理するのに費用を要する場合において、委任者にその費用の前払いを請求することはできない。
- 4 委任の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 5 委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解除した場合は、原則として受任者の損害を賠償する義務を負い、その利益が受任者としての報酬のみである場合も異なる。

問題 32 不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 不法行為による損害賠償の請求権は、不法行為の時から 10 年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 2 過失によって一時的に自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態を招いた場合は、その状態にある間に他人に加えた損害について賠償責任を負わない。
- 3 子が他人の不法行為によって重傷を負った場合、その両親は、そのために子が生命を害されたときにも比肩すべき精神上の苦痛を受けたときであっても、自己の権利として加害者に慰謝料を請求することはできない。
- 4 金銭債権を有する者が、悪意による不法行為に基づく損害賠償債務を負った場合、当該金銭債権を自働債権、損害賠償債権を受働債権とする相殺をもって債務者に対抗することはできない。
- 5 未成年者が他人に損害を加えた場合は、未成年者自身が損害賠償責任を負うことはなく、その親権者等の監督義務者が損害賠償責任を負うことになる。

問題 33 結婚及び離婚に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なのはどれか。

- 1 父と母が、子に嫡出子の地位を得させるための便法としてすることを合意して婚姻の届出をした場合について、父母の双方に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかったと認められるとしても、そのことをもってただちに婚姻の無効原因とはならない。
- 2 夫婦としての実質的生活関係が存在している男女の一方が他方の意思に基づかずに婚姻届を作成して提出し、その後他方がこれを追認したときは、婚姻はその追認時から有効となる。
- 3 配偶者のある者が重ねて婚姻をした場合には、前婚の配偶者または後婚の配偶者は、後婚である婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。
- 4 一方が 18 歳に満たない男女の届け出た婚姻届が誤って受理された場合には、当該婚姻は、取消しの請求がなくとも、当然に無効である。
- 5 強迫による婚姻は、家庭裁判所に取消しを請求することができるが、その取消しは婚姻時に遡って効力を生ずる。